

県内建設業者の合併等に関する特例要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の優良な建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、広島県水道広域連合企業団（以下、「企業団」という。）が発注する建設工事における資格審査及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

「会社」： 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社をいう。

「入札参加資格者」： 広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第6条本文の資格の認定を受けている者をいう。

「主たる営業所」： 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たるものをいう。（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）

「その他の営業所」： 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所以外のものをいう。

「県内業者」： 主たる営業所を県内に有する入札参加資格者をいう。

「協業組合」： 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の協業組合をいう。

（特例措置の申請ができる者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「合併会社等」という。）は、入札参加資格の特例の適用を申請することができる。

(1) 会社である県内業者が合併をした場合における合併後存続する会社（以下「合併存続会社」という。）

(2) 会社である県内業者の合併によって新設される会社（以下「合併新設会社」という。）

(3) 事業譲渡により他の県内業者（当該事業譲渡により建設業に係る事業の全部を廃止する者に限る。以下「事業譲渡人」という。）の建設業に係る事業の全部を譲り受けた県内業者（以下「事業譲受人」という。）

(4) 会社分割により他の県内業者（当該会社分割により建設業に係る事業の全部を廃止する者に限る。以下「分割会社」という。）の建設業に係る事業の全部を承継した県内業者（以下「分割承継会社」という。）

(5) 県内業者を組合員として設立され、かつ、その組合員の全員が建設業に係る事業の全部を廃止している協業組合（以下「全部協業組合」という。）

（総合数値の調整）

第4条 合併会社等の建設工事等入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）における総合数値は、次のとおりとする。

(1) 合併、事業譲渡、会社分割又は全部協業組合の設立（以下「合併等」と総称する。）の日時点で有効な建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の有効期間
広島県水道広域連合企業団建設工事入札参加資格再認定取扱要領（令和8年4月1日

制定。以下「再認定要領」という。)第9第1項に基づき算出した総合数値に1.15を乗じた数値

(2) 前号の加算措置経過後最初の名簿の有効期間

広島県水道広域連合企業団建設工事入札参加資格審査事務処理要領(令和8年4月1日制定)第2項に基づき算出した総合数値に1.1を乗じた数値

(3) 端数処理

前各号における総合数値の算出において、小数第一位以下の端数があるときは、小数第一位を四捨五入処理するものとする。

- 2 前項により算出した総合数値による格付けが、合併をした会社、事業譲渡人及び事業譲受人、分割会社及び分割承継会社又は全部協業組合の組合員(以下「合併当事会社等」という。)の最上位の等級の2等級以上上位となる場合は、1等級上位に止めるものとする。
(受注機会の確保措置)

第5条 すべての合併当事会社等が、合併等の日までの4年以内に入札参加資格の再認定を受けようとする業種のいずれかについて、最終請負契約金額が500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有する合併会社等は、当該実績を有する業種について以下のとおり受注機会の確保措置を受けることができる。

- (1) 合併会社等の主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位等級の格付けも有するものとみなして広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱(令和5年4月1日制定。以下「選定要綱」という。)第6条、広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)(令和5年4月1日制定。以下「一般競争入札(事前審査型)要綱」という。)3(1)イ(ア)及び広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)(令和5年4月1日制定。以下「一般競争入札(事後審査型)要綱」という。)3(1)イ(ア)を適用する。
- (2) 合併当事会社等のその他の営業所のうち、合併等の日の直前に合併当事会社等の主たる営業所であり、合併等の日までの15年以内に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものについては、選定要綱第5条第5項第4号の地理的条件の判断、一般競争入札(事前審査型)要綱3(3)ア及び一般競争入札(事後審査型)要綱3(3)アの適用において、当該営業所を合併会社等の主たる営業所と同様に取り扱う。ただし、前号の措置を除く。

なお、県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

- 2 前項の措置の適用期間は、合併等の日から起算して5年を経過した日が属する年度の末日までとする。

(施工実績等)

第6条 一般競争入札における公告で定める施工実績については、合併存続会社及び合併新設会社にあつては当該合併によって解散した会社、事業譲受人にあつては事業譲渡人、分割承継会社にあつては分割会社、全部協業組合にあつてはその組合員の施工実績を含んだものとする。

2 全部協業組合については、広島県水道広域連合企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年4月1日制定）における特定共同企業体の構成員になることを認める。

（特例措置の適用除外）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条又は第6条に定める措置を行わない。

（1） 合併当事会社等が指名除外要綱別表第11号に該当する場合

（2） その他第4条又は第6条に定める措置を行うことが著しく不適当と認められる場合

（特例措置の取消）

第8条 合併会社等が次の各号のいずれかに該当するにいたった場合は、第4条の規定による入札参加資格の認定を取り消して再認定要領第9の規定による入札参加資格の認定を行い、第6条第1項の措置が行われているときは、以後これを行わないものとする。

（1） 分社化等により、合併等の目的が達せられなくなったと認められる場合

（2） その他第4条又は第5条に定める措置を行うことが適当でないと認められる場合

（申請手続）

第9条 特例措置の適用を希望する合併会社等は、様式第1号により申し出るものとする。

2 前項の申請に併せて再認定要領第4の規定による申請を行うこと。

（建設工事入札参加資格等審査会）

第10条 企業長が必要と認める場合は、この要綱の適用についてあらかじめ建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に諮ることができる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の規定の適用について疑義が生じた場合は、審査会の意見を聴いて別に定める。

（結果の通知等）

第11条 企業長は、第4条の規定により入札参加資格の認定を行ったときは、再認定要領第11の規定にかかわらず、様式第2号及び第3号により申請者に通知するとともに、様式第4号により各発注機関に周知するものとする。

（その他）

第12条 入札参加資格の審査又は指名業者の選定等に関して、この要領に定めのない事項については、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、当面、令和13年3月31日までに第3条の申請があったものについて適用する。

令和8年改正附則

（1） この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（2） 従前の取扱いにより第5条に規定する措置を受け、令和9年3月31日までに合併等の日から5年を経過する者は、当該措置の適用を令和9年5月31日までとする。

合併等による特例適用申請書

広島県水道広域連合企業団企業長 様

所在地
申請書 商号及び名称
代表者氏名

担当者氏名
電話番号

県内建設業者の合併等に関する特例要綱第3条の規定により次のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請理由	1 合併 2 事業の譲渡 3 会社分割 4 協業組合の設立		
合併消滅会社等の状況	1 吸収合併により消滅する会社 2 新設合併により消滅する会社 3 事業の譲渡により建設業を全部廃業する者 4 会社分割により建設業を全部廃業する者 5 協業組合の設立により建設業を全部廃業する組合員		
	所在地		
	商号又は名称		
	建設業許可番号		
	入札参加資格の内容		

(注)

- 1 この申請と併せて建設工事入札参加資格再認定要領による再認定申請を要しますので注意してください。
- 2 合併の場合は合併存続会社又は合併新設会社が、事業の譲渡の場合は事業譲受者が、会社分割の場合は分割承継会社が申請してください。
- 3 「申請理由」の欄については、該当する数を○で囲んでください。
- 4 「合併消滅会社等の状況」の欄については、合併消滅会社等で該当する数を○で囲み、合併により消滅する会社、事業の譲渡、会社分割又は協業組合の設立により建設業を全部廃業する者の所在地等を記入してください。
3者以上の場合は、欄を追加して記入してください。
- 5 第6条第1項第2号に規定する受注機会の確保措置を受けようとする者は、令和5年4月1日以降に企業団と建設工事請負契約を締結したことを証する書面（建設工事請負契約書等）を提出すること。

様式第2号

入札参加資格認定通知書

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格については、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 印

1 資格の内容

業種	年間平均完成 工事高(千円)	客観数値	主観数値	総合数値	格付等級	平均工事 成績点

2 格付けの等級の特例

公募公告の格付要件の判断に当たっては、主たる営業所（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）の所在地の地域においては、1の格付等級のほか、その直近下位等級の格付けも有するものとみなして一般競争入札に参加できるものとする。

3 主たる営業所の特例

公募公告の地理的要件等の判断に当たっては、本来の主たる営業所のほか、〇〇営業所（〇〇市町（区））も主たる営業所であるものとみなして一般競争入札に参加できるものとする。

4 有効期間

令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。ただし、令和 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

なお、2及び3の特例措置の適用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

ただし、2及び3の特例措置は、適用期間満了後も別に通知する日まで有効なものとして取扱う。

入札参加資格認定取消通知書

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

現在認定を受けている次の資格については、令和 年 月 日付けで取り消します。

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 印

取り消した資格の内容

業種	客観数値	主観数値	総合数値	等級

令和 年 月 日

関係課長 様
関係地方機関の長 様

副 企 業 長
(技術管理課)

建設工事入札参加資格再認定等通知書

県内建設業者の合併等に関する特例要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり通知します。
なお、当該認定内容は令和 年 月 日から有効なものとし、現在認定している当該業者の入札参加資格については、同日付けで取り消します。
また、県内の優良な建設業者の合併等の協業化の促進を図るという目的を踏まえ、一般競争入札における資格要件の審査及び指名業者の選考において留意してください。

- 1 建設業者名
- (1) 所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者氏名
 - (4) 建設業許可番号

2 入札参加資格再認定業種等

業種	年間平均完成 工事高 (千円)	客観 数値	主観 数値	総合 数値	等級	平均工 事成績	その他の項目	

- 3 格付けの等級の特例
- 合併会社等の主たる営業所の所在地の地域においては、2 の等級のほか、その直近下位等級の格付けも有するものとみなして広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定

要綱第6条、広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）3（1）イ（ア）及び広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）3（1）イ（ア）を適用する。

4 主たる営業所の特例

広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱第5条第5項第4号の地理的条件の判断、広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）要綱3（3）ア及び広島県水道広域連合企業団一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）3（3）アの適用において、本来の主たる営業所のほか、〇〇営業所（〇〇市町（区））も主たる営業所とみなす。

5 有効期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、令和 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

なお、3及び4の特例措置の適用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

ただし、3及び4の特例措置は、適用期間満了後も別に通知する日まで有効なものとして取扱う。